

# 特別養護老人ホーム能登川園 ショートステイ利用料金表

2024年6月1日～

## 1. 介護給付サービスによる費用

### ①基本施設サービス費（多床室 1日につき）

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数		603 単位	672 単位	745 単位	815 単位	884 単位
負担額の目安	(1割負担)	614 円	684 円	758 円	829 円	899 円
	(2割負担)	1,227 円	1,367 円	1,516 円	1,658 円	1,798 円
	(3割負担)	1,840 円	2,051 円	2,273 円	2,487 円	2,697 円

### ②介護給付サービス加算

区分内容	内容	利用料金			
		法定利用単位	負担額の目安 (1割負担)	負担額の目安 (2割負担)	負担額の目安 (3割負担)
送迎加算	送迎を行う場合（片道につき）	184 単位	188 円	375 円	562 円
夜勤職員配置加算（1） （1日につき）	夜勤を行う介護・看護職員の数が1以上上回っている場合 （1日につき）	13 単位	14 円	27 円	40 円
機能訓練体制加算	専従の機能訓練指導員を1名以上配置している場合	12 単位	13 円	25 円	37 円
個別機能訓練加算	機能訓練指導員等が共同して重度化防止、生活機能維持向上を目的とした異 機能訓練加算を実施した場合	56 単位	57 円	114 円	171 円
サービス提供体制加算Ⅲ （1日につき）	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上、または常勤職 員75%以上、勤続7年以上30%以上介護職員の割合がいずれかに該当する こと。	6 単位	7 円	13 円	19 円
療養食加算	主治医の発行する食事箋に基づいて、提供される利用者の年齢・病状等に 対応した療養食を提供した場合（1食につき） ※対象者のみ	8 単位	9 円	17 円	25 円
緊急短期入所受け入れ加算	居宅サービス計画にて行うこととなっておらず、緊急にサービス利用とな った場合（7日を限度） ※対象者のみ	90 単位	92 円	183 円	275 円
長期利用者（30日超利用）減算	連続して30日を超えて同一の短期入所生活介護事業所に入所（指定短期入所生活 介護以外のサービスによるものも含む）している場合であって、指定短期入所生活 介護を受けている利用者 ※対象者のみ	-30 単位	-31 円	-61 円	-92 円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）/月	利用者の安全並び介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策 を検討するための委員会の開催や、必要な安全対策を講じた上で生産性向上 ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行うこと。見守り機器等のテク ノロジーを1つ以上導入している場合。	10 単位	11円	21円	31円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	合計単位数×加算率（14.0%）	14.0%	1割分	2割分	3割分

※自己負担分は、地域区分（単位数に10.17円）を乗じていますが、あくまでも目安です。

## 2. 介護保険の給付対象とならないサービス（自己負担分）

### ①居住（滞在）に要する費用

区分	第4段階	利用者負担限度額認定証に記載している金額（注）			
		第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
居住に関する費用	855円	370円	370円	370円	0円

※1日単位の料金です。

### ②食事提供に要する費用

区分	第4段階	利用者負担限度額認定証に記載している金額（注）			
		第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
食事提供に関する費用	朝 400円	1,300円	1,000円	600円	300円
	昼 780円				
	夜 680円				
	おやつ 120円				

※個人の希望により特別に用いる食事・外食等にかかった費用は実費となります。

（注）利用者負担限度額について

利用者負担額	対象者
第1段階	・ 高齢福祉年金受給者 ・ 生活保護受給者
第2段階	・ 本人及び世帯全員が住民税の非課税扱いの方 ・ 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第3段階①	
第3段階②	
第4段階	・ 本人が市町村民税非課税で、世帯の中に市町村民税課税者がいる方 ・ 本人が市町村民税を課税されている方

※市に申請することにより、要件に該当するかを判断され、該当者には認定証が発行されます。

### ③その他の費用

家電持ち込み費	持ち込みの家電製品1器具につき	50円/日
通常の送迎実施地域外の送迎費用	通常の送迎の実施地域を越えた地点から片道10km未満	一律500円
	通常の送迎の実施地域を越えた地点から片道10kmを超える場合	1km毎に100円
その他	個人が必要な医療費、日常生活品費用、娯楽や特別行事にかかる費用	実費